九州支社空調設備・衛生設備保守業務

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構九州支社の調達契約に係る入札公告（平成29年12月26日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1　入札等実施要領
2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
3　入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）
4　リバースオークション参加申込書（様式）
5　入札書及び封筒（様式）
6　委任状（様式）
7　使用印鑑届（様式）
8　保守契約書（案）
9　個人情報等の保護に関する特約条項
10　仕様書
　別紙１　「機器一覧」
　別紙２　「九州支社事務所床面積」
　別紙３　「九州支社空調・衛生設備保守業務実施日程表」
　別紙４　「点検項目等一覧表」
　別紙５　「図面」
　別紙６　「入札額内訳書」①②
　別添　　秘密保持に関する確認書
11　提出書類一覧表
別記様式１　「業務実績証明書」
別記様式２　「業務執行体制等証明書」
別記様式３　「競争参加資格確認申請書」
別添　　独立行政法人が行なう契約に係る情報の公表について
別添資料１　「リバースオークション　ルール定義書（公共＿調達契約版）」
別添資料２　「入札要綱書」
別添資料３　「質疑応答書」

独立行政法人都市再生機構九州支社

1　入札等実施要領

1　契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　西周　健一郎

2　調達内容

(1) 件名

九州支社空調設備・衛生設備保守業務

(2) 調達案件の仕様等

10 仕様書のとおり。

(3) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで。

(4) 履行場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社事務所内

(5) 入札方法

イ　入札書に記載する金額は、本業務の実施に必要な一切の費用を含めるものとする。（別紙 6①②入札額内訳書を参考にすること。）

ロ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（総額）に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ハ　落札者は落札決定後、2 営業日以内に入札金額の内訳を内訳明細書にて提出すること。内訳明細書は、落札時にディーコープ株式会社よりメールにて送付する。入札参加者は必要事項を入力し、期日までにディーコープ株式会社へ提出すること。なお、内訳明細書の総額は、契約金額を超えないこととする。

3　担当部署

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社　総務部経理課

電話　092-722-1012

4　入札手続き及びリバースオークションについて

本件は、ディーコープ株式会社が提供するリバースオークションサービスを使用して実施する。リバースオークション及び入札書の扱いについては、独立行政法人都市再生機構のホームページを参照すること。

http://www.ur-net.go.jp/order/e-auction.html

このリバースオークションの参加にあたっては、独立行政法人都市再生機構の競争参加資格の他に、ディーコープ株式会社の会員登録手続き(以下「ディーコープ会員登録」という。) が必須である。リバースオークション実施までの質疑や参加申込等については、ディーコープ株式会社を通じて行うこととする。ディーコープ会員登録が完了していない者（以下、「ディーコープ会員未登録者」という。）は、以下のホームページにて、詳細を確認の上、手続きを行うこと。

https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do

なお、ディーコープ会員登録の申込期限は、平成 30 年 1 月 30 日(火)17 時とする。

5　現地確認の日時及び場所

(1) 日時

平成 30 年 1 月 12 日（金）

10:00～17:00 のうち機構の指定する時間

※参加希望社数が多い場合は、別途日程を設ける場合がある。

(2) 場所

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構　九州支社

(3) 現地確認には事前予約が必要である。現地確認時間を予約の上参加すること。

イ　予約期限　平成 30 年 1 月 10 日（水）

ロ　現地確認申込み連絡先

ディーコープ株式会社専用システム(見積@Dee)新規 QA にて、「参加代表者名」、「代表者当日連絡先」、「参加予定人数」を記載の上連絡すること。

(4) 注意事項

イ　社名やロゴの入ったジャンパー・社章等、会社名の分かるものは身に着けないこと。

ロ　当機構において駐車場の用意がないため、自動車での来場は極力避けること。

ハ　当機構及び、他の参加業者との名刺交換は禁止する。

ニ　現地における質問は受け付けない。質問がある場合は、6 に定める方法により質疑応答書を提出すること。

ホ　10 仕様書別添「秘密保持に関する確認書」に必要事項を記載の上持参すること。

6　質問書の提出及び回答

(1) 入札・仕様等に対する質問は、「質疑応答書」の提出をもって行うこと。

イ　入手方法

「質疑応答書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee）からダウンロードすること。なお、ディーコープ会員未登録者は、ディーコープ株式会社に問合せを行い、「質疑応答書」のエクセルデータを入手すること。

ロ　提出期限

平成 30 年 1 月 16 日（火）17 時

ハ　提出方法・提出先

「質疑応答書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee)「新規 QA」にアップロードすること。

https://with.deecorp.jp/dee/dsp/pcapp/login.do

なお、ディーコープ会員未登録者は、電子メール（ur-dee@deecorp.jp）にて提出すること。

(2) 質問に対する回答は「質疑応答書（回答)」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間

平成 30 年 1 月 22 日（月）から本件のリバースオークション終了まで。

ロ　閲覧場所

ディーコープ株式会社専用システム(見積@Dee)にて、必要書類をダウンロードの上閲覧すること。なお、ディーコープ会員未登録者は、以下の場所で閲覧すること。

〒810-8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番地 4

独立行政法人都市再生機構　九州支社　1F　閲覧コーナー

7　競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 入手方法

競争参加資格確認申請書等のデータについては、ディーコープ会員登録が完了しているか否かにかかわらず、本入札説明書添付の様式を使用すること。ただし「リバースオークション参加申込書」については、「リバースオークション参加申込書」のエクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee）からダウンロードすること。なお、ディーコープ会員未登録者は、本入札説明書「リバースオークション参加申込書」を使用すること。

(2) 提出期限

平成 30 年 1 月 30 日（火）17 時

(3) 提出方法・提出先

「競争参加資格確認申請書(別記様式 3)」(以下、「申請書」という。) 及びその他必要書類 (以下、「資料」という。) をディーコープ株式会社専用システム(見積@Dee)「見積回答フォーム」上にアップロードすること。なお、ディーコープ会員未登録者は、電子メール(ur-dee@deecorp. jp)にて提出すること。

使用印鑑届又は年間委任状を独立行政法人都市再生機構九州支社へ未提出の者は「印鑑証明書 (原本)」及び「使用印鑑届」又は、「年間委任状」を提出すること。

※上記(2)の提出期限までに到着しなかった申請書等は受け付けないので、注意すること。

8 競争参加資格の確認通知

(1) 通知日

申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、平成 30 年 2 月 7 日 (水) までに参加資格の有無を通知する。

(2) 通知方法

ディーコープ株式会社専用システム (見積@Dee)「新規 QA」にて通知する。なお、ディーコープ会員未登録者には、ディーコープ株式会社より電子メールにて通知する。

9 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面 (様式は自由) により説明を求めることができる。

① 提出期限：平成 30 年 2 月 15 日 (木) 17 時

② 提出場所：3 担当部署に同じ。

③ 提出方法：提出場所へ持参するものとする。

(2) 当機構は、説明を求められたときは、平成 30 年 2 月 20 日 (火) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 当機構は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立の適格を欠くと認められるときは、その申立を却下する。

(4) 当機構は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立ての提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

10 リバースオークションの実施

(1) 日時

平成 30 年 2 月 22 日 (木) 10 時

(2) 使用するシステム

ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee）

https://with.deecorp.jp/dee/dsp/pcapp/login.do

11　入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書等の受領期限（ディーコープ株式会社から独立行政法人都市再生機構への提出期限）

平成 30 年 2 月 23 日（金）17 時

(2) 開札の日時及び場所

イ　日時

平成 30 年 2 月 23 日（金）17 時

ロ　場所

独立行政法人都市再生機構 九州支社　入札室

※入札参加者の立会は求めない。

※本案件は、リバースオークション終了後、ディーコープ株式会社が委任状に基づき入札書を代理で提出するものとする。なお、リバースオークションがサスペンド（中断）となった場合、入札書の提出及び開札の日時については、リバースオークション終了に伴い、自動的に変更するものとする。

※本業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人一者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

12　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13　入札保証金及び契約保証金

免除

14　入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに見積心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時においてないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15　落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

16　手続きにおける交渉の有無

無

17　契約書作成の要否

本入札における契約は、8 保守契約書（案）により、契約書を作成するものとする。また、同日付で別に定める 9 個人情報等の保護に関する特約条項を締結するものとする。

18　支払条件

(1) 請負代金の支払いは、各設備機器の点検等実施回数に応じ、各界の業務が完了したごとに支払う。

(2) 各回の支払い額は、請負代金の総額から各設備機器等点検項目の 1 回に係る費用を算出し、業務が完了した設備機器等毎に係る費用の合計額とする。

(3) ただし、年間の支払額は、落札後に 2(5)ハにおいて提出する「内訳明細書」の年額を超えないこととする。

(4) 事故又は故障等の修理にかかる費用については、別途機構へ請求できるものとする。

19　その他

(1) 入札参加者は、3 入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2) 入札に必要な提出書類の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 契約担当役は、当機構及びディーコープ株式会社に提出された申請書及び資料を、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4) 当機構及びディーコープ株式会社に一旦提出された書類は返却しない。

(5) 当機構及びディーコープ株式会社に一旦提出された書類の差換え及び再提出は認めない。

20　問い合わせ先

ディーコープ株式会社

東京都中央区銀座六丁目 18 番 2 号　野村不動産銀座ビル　7 階

谷/佐々木　電話　03-6859-9411

2　競争参加及び競争参加者に求められる義務

1　競争参加資格

次の要件をすべて満たしている者であること。

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

注）上記の規定については、機構ホームページをご覧ください。

http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/jishisaisoku280401.pdf

(2)　平成 29・30 年度独立行政法人都市再生機構九州支社の物品購入等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査において、開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格を有しない参加希望者は、申請書及び資料の提出期限までに資格審査申請を行うこと。一般競争(指名競争)参加資格審査等に関する問い合わせ及び提出先は、次のとおり。

〒810－8610

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社　 総務部経理課

電話　092-722-1012

(3)　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者でないこと。

(5)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(6)　当該調達業務に関し、迅速なメンテナンス体制が整備されている営業所等が、履行場所から概ね 30 分以内に所在していることを証明した者であること。

(7)　平成 26 年度以降に、元請けとして、1 件の契約において「建築物における衛生環境の確保に関する法律」（以下、「ビル管理法」という。）に規定する特定建築物で、その床面積が本件履行場所と同規模以上の施設を対象とした空調設備・衛生設備保守業務を、12 ヶ月以上継続して履行した実績を有することを、別記様式 1「業務実績証明書」により提出し、当機構が認めた者であること。

(8)　当該業務に関し、執行体制が整備されているとともに、適切かつ効果的な業務の執行が行えることを、別記様式 2「業務執行体制等証明書」により提出し、当機構が認めた者であること。（少なくとも、仕様書における空調及び衛生設備関係の保守点検業務を自社職員のみで従事可能であることを要する。）

2　競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加希望者は、11 提出書類一覧表に掲げる書類を申請書に添付して、定められた提出期限までに提出しなければならない。

(2)　提出された証明書等は、当機構において審査を行うものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを開札対象とする。

3　入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）

入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書又は見積書は、入札説明書記載の受領期限までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　削除

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、参加申込書を提出した後に、リバースオークション及び入札の参加を辞退することはできない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の参加申込書をもってリバースオークションに参加したとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第１項第７号に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申

込みをした者を契約の相手方とするものとする。
３　総合評価方式による競争入札の場合は該当案件の入札説明書により落札者を決定するものとする。
（再度の入札又は見積り）
第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。
２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。
（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第 10 条　リバースオークションを実施したが、開始価格未満の金額入力が無い場合で、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
（入札参加者等の制限）
第 11 条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。
一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
（契約内容説明）
第 12 条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。
（契約書等の提出）
第 13 条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。
３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
（異議の申立）
第1条　　第14条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約

内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　リバースオークション参加申込書（様式）

＜次ページに掲載＞

独立行政法人都市再生機構　御中
ディーコープ株式会社　　御中

見積@Dee 見積回答フォームよりご提出ください。

見積@Deeによる提出が困難である場合（書類のスキャニングが不可の場合等）は、ディーコープ担当者まで連絡し、指示に従うものとします。

リバースオークション参加申込書

【注意事項】

本申込書は、開始価格以下で応札可能な場合にのみ、提出するものとします。
提出後の辞退はできませんので、ご注意ください。

入札開催者	独立行政法人都市再生機構九州支社
入札対象案件	九州支社空調設備・衛生設備保守業務
案件番号	RA-20054332

当社は、本リバースオークション参加申込書（以下、「本参加申込書」という）を提出する際における最新版のリバースオークションルール定義書（以下、「ルール定義書」という）の規定に従って、入札開催者に対し入札参加資格の申し込みをし、入札参加資格を取得した場合には、ルール定義書および入札要綱書の規定に従って応札することを誓約します。 当社は、@Deeサービス個別利用規程第17条にしたがって、ディーコープ株式会社に対し、リバースオークションへの参加申込をし、ルール定義書、入札対象案件に関連する入札関連図書およびその他関連規程に従うことを誓約します。

申込日		下記のいずれかにてご捺印ください。 ご捺印は鮮明にお願いします。 ①『代表者印』 ②『角印＋申込責任者の個人印』
入札参加者（商号）		
申込責任者役職		
申込責任者氏名 ※入札金額の決裁権保有者氏名に限る		
入札主担当者ID		
入札主担当者氏名		
入札主担当者当日連絡先電話番号		
入札副担当者ID		
入札副担当者氏名		
入札副担当者当日連絡先電話番号		

【！記載・捺印の留意事項！】
※申込責任者は、本入札に対する決裁権を保有していること。
※本書記載事項を修正する場合には、申込責任者の捺印を修正印として利用すること。

入札開始価格	入札開始価格を了承のうえ入札参加を申込み致します。

【ご注意ください】

Ⅰ．参加申込書について
① 一度提出した本参加申込書の取り消し／撤回はできません。（リバースオークションルール定義書（以下、ルール定義書） 第2条1-(1)）
② 本参加申込書の提出をもって、入札開始価格を含む、全ての調達条件に対応可能であるものとみなします。入札参加者が1社であった場合については、入札要綱書をご参照ください。（ルール定義書 第2条1-(1)）
③ リバースオークションの経過により、一度も応札ができなかった場合、入札開始価格で入札したものとみなします。（ルール定義書 第3条4-(2)）

Ⅱ．リバースオークションについて
①入札参加者による応札は、取消や撤回ができません。（ルール定義書 第2条2-(1)）
②リバースオークション開催当日は、PCの故障など予期せぬ事態に備えて、PCを必ず複数台ご用意ください。（ルール定義書第3条1）
③リバースオークション開催時間が終了する5 分前までに応札を完了するようにしてください。また、入札画面の自動更新が正常に実行されているかを確認するために、リバースオークション開催時間が終了する5 分前までに最低1 回は手動による入札画面の更新を行ってください。（ルール定義書 第4条2）

Ⅲ．落札者について
ルール定義書　第2条2-(2)（調達契約締結の義務と損害賠償）をご一読ください。

Copyright © 2017 DeeCorp. All rights reserved.

5　入札書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也/総額（税抜）

ただし、九州支社空調設備・衛生設備保守業務

入札及び見積心得書（物品購入等・リバースオークション）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　所
商　号
代表者

代理人　　矢上　　誠　　印

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　西周　健一郎　殿

表

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　西周　健一郎　殿

（九州支社空調設備・衛生設備保守業務　入札書）

裏

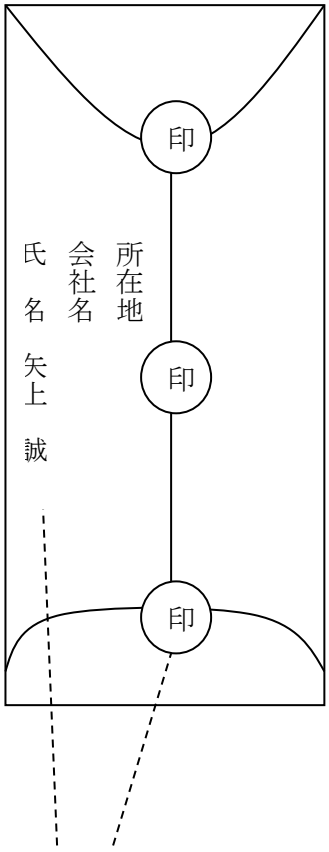

委任している場合は、代理人の氏名又は印

6　委任状（様式）

委　任　状

私はディーコープ株式会社 首都圏営業本部営業第一部 部長 矢上 誠を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構九州支社の発注する九州支社空調設備・衛生設備保守業務に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積に関する件

２．

代理人使用印鑑 （ディーコープ株式会社使用欄）	

平成　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者名　　印

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　西周　健一郎　殿

※本委任状にもとづき、リバースオークション終了後、ディーコープ株式会社が入札書を代理で提出します。

7　使用印鑑届（様式）

入札に係る提出書類について

1　　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。

（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印 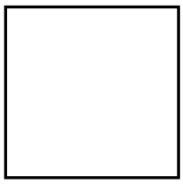 　　実印 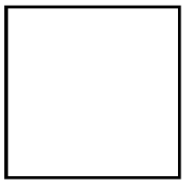

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　西周　健一郎　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

赤枠内は全てご記入及びご捺印ください

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日←提出日

住　　所　　○○○○○○○○○○○
会 社 名　　○○○○株式会社
代 表 者　　代表取締役　○○　○○　印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構　○○
○○長　○○　○○　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

※上記項目未記入の場合は、書類不備となりますのでご注意ください。

8　保守契約書（案）

保守契約書（案）

1　契 約 名 称　　九州支社空調設備・衛生設備保守業務
2　履 行 場 所　　福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
　　独立行政法人都市再生機構九州支社
3　契 約 期 間　　平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
4　契 約 金 額　　金　　円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）
5　支 払 条 件　　検収払

上記の業務について、発注者（機構）を甲とし、請負者　　を乙として、甲乙間に、次の条項により保守契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号
　　独立行政法人都市再生機構九州支社
　　支社長　　西　周　　健　一　郎　　印

受注者

印

（目的）

第１条　乙は、甲が空調・衛生設備（以下「設備」という。）を正常かつ円滑に使用できるよう次条以下の条項により設備の保守を行う。

（権利義務の譲渡の制限）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の制限）

第３条　乙は、保守業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（保守担当技術者の派遣）

第４条　乙は設備の予防保全のため、乙の保守担当技術者（以下「技術者」という。）を甲の事務所に派遣する。

２　乙は、甲の通報に基づき、乙の技術者を甲の事務所に派遣し、仕様書に基づき点検をするものとする。

（保守業務の内容）

第５条　保守業務の内容は、別紙「仕様書」の通りとする。

（保守計画表）

第６条　受注者は、この保守業務を別紙「仕様書」における実施日程表に基づき実施するものとする。

（保守に対する協力）

第７条　甲は、乙が設備の保守を円滑に行えるよう万全を期し、次の各号に掲げるところにより、乙に協力するものとする。

一　乙の技術者が設備を点検し、保守作業を行うため、甲の事務所内に立ち入ることを認めるものとする。

二　保守に必要な電力等に係る費用は甲の負担とする。

三　甲は、設備に対し、他の機器を追加接続したり、改造を行ったりする場合は、速やかに乙に通知するものとする。

（検査）

第８条　乙は、第５条に規定する、設備の保守を完了したときは、その旨を書面でもって甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に検査を行うものとする。

（保守料金の支払方法）

第９条　乙は、保守料金については、第７条第２項に規定する甲の検査を受けた後、甲に対して支払い請求書により請求するものとし、甲は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第１０条　乙は、甲が前条の規定する支払期限を遅延して支払いをしたときは、支払期限の翌日から起算して遅延日数１日につき年（365 日当たり）2.7 パーセントの割合で計算した遅延利息の支払を甲に請求することができるものとする。

２　前項の遅延日数には、天災その他やむを得ない、理由によるものは算入しないものとする。

（履行延滞金）

第１１条　前項の場合のほか、甲又は乙は、自己の責に帰すべき理由により、この契約による債務の履行を遅滞したときは、その金額相当額に対し、遅滞日数に応じ、甲は年（365 日当たり）5.0 パーセントの割合で計算した履行遅延金を受注者に請求することができるものとする。

２　前条の場合のほか、受注者は、発注者が事故の責めに帰すべき理由により、この契約による債務の履行を遅延した場合は、その金額相当額に対し、遅延に数に応じ、年（365 日当たり）2.7 パーセントの割合で計算した履行遅滞金をその相手方に請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第１１条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約期間中の保守料金の総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。(ﾁ)

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る

事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第１２条　保守業務の実施に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（危険負担）

第１３条　保守業務の実施に当たり、第７条第２項に規定する検査の完了の前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じた損害については、甲がこれを負担する。

（発注者の契約解除権）

第１４条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

一　正当な理由なく保守業務を実施しないとき。

二　この契約の履行に当たって不正又は、不当な行為があったとき。

三　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四　乙が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１５条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約期間中の保守料金の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

ニ　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約解除）

第１６条　次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、この契約を解除することができるものとする。

一　相手方が、この契約を履行しないとき又は履行しないおそれのあるとき。

二　天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

２　前項各号の規定により、この契約が解除された場合で甲又は乙が損害を被ったときは、甲又は乙は、その損害を賠償するものとする。

３　前項に規定する賠償額及びその支払方法等は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（かし担保）

第１７条　保守業務の履行にかしがあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかし補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することが

できるものとする。

2　前項の規定による補修又は損害賠償の請求は第 7 条第 2 項の検査完了の日の翌日から起算して１ヶ年以内に行うものとする。

（秘密の保持）

第１８条　乙は、本契約遂行上知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（その他）

第１９条　この契約について定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（以下余白）

9　個人情報等の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成　年　月　日付で締結した九州支社空調設備・衛生設備保守業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）

二　本契約に基づく業務により知り得た個人情報

三　発注者の経営情報

四　その他、通常公表されていない情報

（個人情報等の取扱い）

第2条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条　受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目

的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託してはならない。

2　受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3　前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3　受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成　年　月　日

発注者　　住所　福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番地4号
　　氏名　独立行政法人都市再生機構九州支社
　　支社長　　西周　　健一郎　　印

受注者　住所
　　氏名
　　印

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・　送信先への事前連絡

・　複数人で宛先番号の確認

・　送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③　電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

(1)　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

(2)　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、

シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8　個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2)　必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。

(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。

(4)　個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

※必要に応じ記載

別紙様式１

平成　年　月　日

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：　九州支社空調設備・衛生設備保守業務

1　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取 扱 者	○○部△△課 係長		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課		＊＊＊地区に係る～～～

2　管理及び実施体制図

（様式任意）

別紙様式２

平成　年　月　日

独立行政法人都市再生機構　九州支社
　支社長　西周　健一郎　殿

株式会社＊＊＊＊＊
　代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：　九州支社空調設備・衛生設備保守業務

記

1　確 認 日　　平成　年　月　日

2　確 認 者　　取扱責任者　○○　○○

3　確認結果　　別紙のとおり

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容	確認結果	備考
1　管理及び実施体制		
平成　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2　秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3　安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
①　個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③　アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
②　②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
①　発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②　送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③　郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確　認　内　容		確認結果	備考
	FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤	eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥	添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦	1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧	持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4　収集の制限			
	個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》			
①	業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
②	業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5　利用及び提供の禁止			
	個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6　複写又は複製の禁止			
	個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7　再委託の制限等			
	個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】			
	再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8　返還等			
①	業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
②	個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		

確　認　内　容		確認結果	備考
9　携帯電話機の使用			
	① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
	② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
	③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
	④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告			
	特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11　取扱手順書の周知・徹底			
	個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項			
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）			

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

10 仕様書

仕様書

1　件名

九州支社空調設備・衛生設備保守業務

2　履行期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（3 年間）

3　対象設備機器

別紙 1「機器一覧」に表示する機器

4　履行場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号

独立行政法人都市再生機構九州支社事務所内

※事務所床面積及び図面は別紙 2「九州支社事務所床面積」　別紙 5「図面」のとおり

5　業務内容

(1) 保守業務

① 保守業務の実施にあたっては、別紙 3「九州支社空調・衛生設備保守業務実施日程表」を作成し、経理課に提出するものとする。

② 保守業務は、機構の通常勤務日における就業時間内に実施するものとする。

③ 保守業務を実施するにあたっては、常に善良な管理者の注意をもって設備の機能保持に努めると共に安全管理に充分配慮し、行うものとする。

④ 別紙 4「点検項目等一覧表」に掲げる項目について点検及び調整等を実施するものとする。

⑤ 点検にあたっては、点検チェック資料等（任意様式）を作成し、点検漏れのないように行うものとする。

⑥ 点検等が終了した後は、点検結果報告書を経理課に提出し、確認を受けるものとする。

⑦ 点検時に破損及び不具合箇所が認められた場合は、速やかに経理課へ報告するものとする。

⑧ 点検時に将来所定の性能維持が困難となることが判明した場合は、速やかに経理課へ書面で報告するものとする。

⑨ 経理課が機器の不具合につき通報した時は、点検を実施し、その原因を特定するものとする。

(2) 事務所内環境衛生管理業務

事務所内環境衛生管理業務については、労働省令第 43 号（事務所衛生基準規則）に基づき、機構が指定する測定ポイント（別紙５「図面」）において空気環境（一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率・室温及び外気温・相対温度）測定を総務課の指示のもとに実施すること。

① 測定は、2 ヶ月に 1 度行うものとし、同一地点を午前 1 回、午後 1 回同日中に実施すること。

② 測定業務終了後は、総務課に作業結果報告書を提出すること。

③ 測定業務遂行にあたっては、執務中に実施するため、甲の業務に支障をきたさぬよう努めること。

(3) その他

① 冷暖房切り替え時期については、経理課が指示するものとする。

② 事故、故障等が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

6 支払条件等

(1) 請負代金の支払いは、各設備機器の点検等実施回数に応じ、各回の業務が完了した毎に支払う。

(2) 各回の支払い額は、請負代金の総額から各設備機器の 1 回に係る費用を算出し、業務が完了した設備機器等毎に係る費用の合計額とする。

(3) ただし、年間の支払額は年額を超えないこととする。

(4) 事故又は故障等の修理に係る費用については、別途機構へ請求できるものとする。

7 契約終了に伴う業務引き継ぎについて

(1) 乙は、契約の終了にあたっては、甲の指定する新たな業務請負者への業務引き継ぎを実施するものとする。

(2) 業務引き継ぎは、原則として、履行期間内に行うものとする。ただし、契約終了後、甲が必要と認めて問い合わせたときは、これに協力するものとする。

8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により甲に報告すること。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより遅れが生じる等の被害が生じた場

合は、甲と協議を行うこと。

以上

別紙1

機 器 一 覧

九州支社空調設備・衛生設備保守業務

機器名称			仕様		数量	単位	備考
空調設備機器							
冷温水発生機	RB-1	冷温水発生機	ガス焚	28/kW	2.00	台	
		冷暖房切替	（ユニット型）		2.00	回	（年間）
	RR-1	空冷ヒートポンプチラー	（モジュール型）	180kW	1.00	台	
開放式冷却塔	CT-1	開放式冷却塔		540kW	1.00	台	
		多目的冷却水処理薬剤	（水質分析）	50kg	5.00	回	（年間）
		レジオネラ属菌分析			1.00	回	（年間）
ポンプ類	PCH-1	一次冷温水ポンプ	片吸込渦巻型	3.7kW	2.00	台	
	PCH-2	一次冷温水ポンプ	片吸込渦巻型	3.7kW	1.00	台	
	PCH-3	二次冷温水ポンプ	片吸込渦巻型	5.5kW	2.00	台	
	PCD-1	冷却水ポンプ	片吸込渦巻型	11.0kW	1.00	台	
膨張タンク	TEX-1	開放式膨張タンク	鋼板製	125ℓ	1.00	台	
空気調和機	AHU-1	ユニット型空気調和機	水平型	56kW	1.00	台	
	AHU-2	ユニット型空気調和機	水平型	63kW	1.00	台	
	AHU-3	コンパクト型空気調和機	全熱交換器組込型	42kW、6700㎥/h	1.00	台	
	AHU-4	コンパクト型空気調和機	全熱交換器組込型	26kW、5000㎥/h	1.00	台	
	AHU-5	コンパクト型空気調和機	全熱交換器組込型	50kW、8700㎥/h	1.00	台	
	AHU-6	コンパクト型空気調和機	全熱交換器組込型	36kW、6200㎥/h	1.00	台	
	AF-1	フィルターユニット	パネル型	500×500×25mm×4枚	1.00	台	
	AF-2	脱臭装置	活性炭フィルター式	4850㎥/h	1.00	台	
ファンコイルユニット	CIS-16	ファンコイルユニット	天井埋込型	＃800	2.00	台	
	CIS-12	ファンコイルユニット	天井埋込型	＃600	11.00	台	
	CIS-9	ファンコイルユニット	天井埋込型	＃400	14.00	台	
	CIS-8	ファンコイルユニット	天井カセット型	＃800	1.00	台	
	CIS-6	ファンコイルユニット	天井カセット型	＃600	2.00	台	

別紙1

機 器 一 覧

九州支社空調設備・衛生設備保守業務

エアコン類	RC-1	ルームエアコン					
		・室外機	マルチ型	5.6kW	1.00	台	
		・室内機	壁掛型	2.8kW	2.00	台	
	RC-2	ルームエアコン	壁掛型	2.2kW	1.00	台	
	RC-3	ルームエアコン	天井カセット型	2.8kW	1.00	台	
	ACP-1	空冷ヒートポンプマルチエアコン					
		・室外機	インバターマルチ型	56.0kW	1.00	台	
		・室内機	天井カセット型	7.1kW	3.00	台	
		・室内機	天井カセット型	5.6kW	3.00	台	
		・室内機	天井カセット型	2.8kW	3.00	台	
	ACP-2	空冷ヒートポンプマルチエアコン					
		・室外機	インバターマルチ型	35.5kW	1.00	台	
		・室内機	天井埋込型	11.2kW	1.00	台	
		・室内機	天井カセット型	9.0kW	1.00	台	
		・室内機	天井埋込型	7.1kW	1.00	台	
		・室内機	天井カセット型	3.6kW	1.00	台	
		・室内機	天井カセット型	2.8kW	1.00	台	
	ACP-3	空冷ヒートポンプマルチエアコン					
		・室外機	インバターマルチ型	14.0kW	1.00	台	
		・室内機	天井カセット型	8.0kW	1.00	台	
		・室内機	天井埋込型	5.6kW	1.00	台	
	ACP-4	空冷ヒートポンプマルチエアコン					
		・室外機	インバターマルチ型	35.5kW	1.00	台	
		・室内機	天井埋込型	14.0kW	1.00	台	
		・室内機	天井埋込型	11.2kW	1.00	台	
		・室内機	天井埋込型	7.1kW	1.00	台	
		・室内機	壁掛型	2.8kW	1.00	台	
	ACP-5	空冷ヒートポンプマルチエアコン	天吊型・冷房専用	14.0kW	1.00	台	
	ACP-6	空冷ヒートポンプマルチエアコン	天井埋込型	16.0kW	1.00	台	
	ACP-7	空冷ヒートポンプマルチエアコン	天井カセット型	16.0kW	1.00	台	
	ACP-8	空冷ヒートポンプマルチエアコン	天井カセット型	4.5kW	1.00	台	

別紙1

機 器 一 覧

九州支社空調設備・衛生設備保守業務

空気換気扇	HEA-1	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	600㎥/h	2.00	台	
(全熱交換器)	HEA-2	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	500㎥/h	2.00	台	
	HEA-3	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	450㎥/h	1.00	台	
	HEA-4	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	350㎥/h	3.00	台	
	HEA-5	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	300㎥/h	1.00	台	
	HEA-6	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	200㎥/h	1.00	台	
	HEA-7	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	150㎥/h	2.00	台	
	HEA-8	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	100㎥/h	1.00	台	
	HEA-9	空気換気扇(全熱交換器)	天井埋込型	100㎥/h	3.00	台	
給気・排気ファン	FS-2	給気ファン	床置型	＃2 1/2	1.00	台	
	FE-1	排気ファン	天吊型	＃2 1/2	1.00	台	
	FE-2	排気ファン	天吊型	＃1 1/2	1.00	台	
	FE-3	排気ファン	天吊型	＃3	1.00	台	
	FE-4	排気ファン	床置型	＃6	1.00	台	
衛生設備機器							
受水槽等		受水槽 2槽式 水質検査	12項目		1.00	式	
		受水槽 2槽式 清掃	FRP製	20t	1.00	回	(年間)
		簡易水道検査			1.00	式	
ポンプ類	PW-1	上水給水加圧ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	INV	3.7kW×2	1.00	台	
	PW-2	雑用水(雨水処理水) 給水加圧ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	INV	1.1kW×2	1.00	台	
	PW-3	汚水水中ポンプ	フロート	0.4kW×2	2.00	台	
	PW-4	雑排水用水中ポンプ	フロート	1.5kW×2	2.00	台	
	PW-5-1	雑排水用水中ポンプ	フロート	1.5kW×2	2.00	台	
	PW-5-2	雑排水用水中ポンプ	フロート	1.5kW×2	2.00	台	
	PW-6	雨水濾過ポンプ	自給式	0.75kW	1.00	台	注)
	WF-1	雨水濾過装置	フィルター式	1,000L・h	1.00	台	注)
	MP-1	薬注ポンプ 50ℓタンク		10.0W	1.00	台	注)
	MP-2	薬注ポンプ 50ℓタンク	可変連式	10.0W	1.00	台	注)

注) 雨水濾過ポンプ(PW-6)、雨水濾過装置(WF-1)、薬注ポンプ類(MP-1.2)に関しては、運休中であるため、点検の必要なし。

別紙2

九州支社事務所床面積

総床面積	4665.14㎡
地下1階部分	785.98㎡
1階部分	1,226.08㎡
2階部分	1,359.92㎡
3階部分	1,293.16㎡

別紙3

九州支社空調・衛生設備保守業務実施日程表

独立行政法人都市再生機構九州支社　殿

平成30年4月1日

保守点検等請負者　住所
氏名

業務名　九州支社空調・衛生設備保守業務
契約年月日　平成30年4月1日
履行期間　平成30年4月1日　～　平成33年3月31日

機器及び作業名	実施回数	実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
（空調設備機器）														
冷温水発生器	年4回													
リチウム溶液のインビター調整	年1回													
空冷ヒートポンプチラー	年2回													
開放式冷却塔	年2回													
水質分析	年5回													
レジオネラ菌分析	年1回													
ポンプ類（1）	年2回													
開放式膨張タンク	年2回													
空気調和機	年2回													
ファンコイルユニット	年2回													
エアコン類	年2回													
空気換気扇	年2回													
給気・排気ファン	年2回													
（衛生設備機器）														
受水槽	年1回													
水質検査	年1回													
ポンプ類（2）	年2回													
（衛生管理業務）														
空気環境測定16ﾎﾟｲﾝﾄ	年6回													

注）　雨水濾過ポンプ（PW-6）、雨水濾過装置(WF-1)、薬注ポンプ類(MP-1.2)に関しては、運休中であるため、点検の必要なし。

別紙4

点 検 項 目 等 一 覧 表

九州支社空調設備･衛生設備保守業務

機器名	点 検 項 目	実施回数	備 考
冷温水発生機	1 冷房･暖房への切替作業及び点検	年 4 回	
	3 季節巡回点検		
	4 リチウム溶液のインヒビター調整	年 1 回	
冷却ヒートポンプチラー	1 油圧、油量の適否点検	年 2 回	
	2 軸受温度の良否点検		
	3 送風機の機能点検		
	4 圧縮機の異音、振動の有無の確認		
	5 自動制御機器の機能点検及び整備		
	6 保安装置の機能点検		
	7 冷媒漏れ検知検査		
	8 吸込、吐出圧力指示温度サーモ調整		
	9 付属配管の腐食、破損の点検		
	10 絶縁抵抗測定		
開放式冷却塔	1 冷却塔槽内の汚れ、腐食の点検	年 2 回	
	2 送風機の機能点検、確認		
	3 駆動用Vベルト伸張度の点検、調整		
	4 羽根等の損傷、錆、腐食等の点検		
	5 絶縁抵抗測定		
	6 ボールタップの調整		
	7 水質分析	年 5 回	
	8 レジオネラ属菌分析	年 1 回	
ポンプ類(1)	1 ポンプの定格運転及び正常運転の確認	年 2 回	
	2 圧力計、適正指示及び軸受温度の確認		
	3 回転部･摺動部･稼動部の異音等異常の有無の点検		
	4 絶縁抵抗測定		
	5 グランド部からの漏水量の点検･整備		
	6 損傷･錆･付着物･漏水の点検		
開放式膨張タンク	1 損傷･水漏れの点検	年 2 回	
	2 圧力計、適正指示の確認		
	3 配管の腐食、損傷の点検整備		
空気調和機	1 エアーフィルターの汚れ、付着物、破損の点検	年 2 回	※必要に応じて能力測定を行う。 ※フィルターユニットおよび脱臭装置については、使用頻度が少ないため、年1回の点検でよい。
	2 温湿度感知器の機能点検		
	3 冷温水出口温度の点検		
	4 ケーシング取付部、保温の破損の確認		
	5 フィルターの差圧点検		
	6 加湿状態の点検		
	7 自動制御機器の機能点検及び整備		
	8 各種エアフィルターの洗浄		
	9 機内、外部清掃及び塗装		
	10 吹出し口、還気口の清掃		
	11 各種配管の腐食、漏水、破損の点検		

別紙4

点 検 項 目 等 一 覧 表

九州支社空調設備・衛生設備保守業務

ファンコイルユニット	1　送風機の騒音、振動、機能点検	年 2 回	
	2　冷温水コイルの外部点検		
	3　ドレンパンの汚れ、ドレンパイプの詰りの点検		
	4　フィルター及び内部清掃		
	5　湿温度制御装置作動確認、温度測定		
	6　切替スイッチ作動確認		
エアコン類	1　油圧、油量の適否点検	年 2 回	※必要に応じて能力測定を行う。
	2　軸受温度の良否点検		
	3　送風機の機能点検		
	4　圧縮機の異音、振動の有無の確認		
	5　自動制御機器の機能点検及び整備		
	6　保安装置の機能点検		
	7　冷媒漏れ検知検査		
	8　フィルター清掃		
	9　吸込、吐出圧力指示温度サーモ調整		
	10 付属配管の腐食、破損の点検		
	11 絶縁抵抗測定		
空気換気扇 (全熱交換器)	1　電源部の機能点検	年 2 回	※必要に応じて能力測定を行う。
	2　絶縁抵抗測定		
	3　機内清掃		
	4　フィルター清掃		
給気・排気ファン	1　電動機の異常の有無の点検	年 2 回	
	2　規定電流及び正常運転の確認		
	3　羽根・ケーシングの汚れの点検、確認		
	4　振動・異音の有無、ボルトの緩みの点検		
	5　錆・腐食の有無、ボルトの緩みの点検		
	6　Vベルトの伸張度の点検・整備		
	7　軸受温度及び給油状態の点検		
	8　潤滑油の老化点検		
	9　軸受摩擦度の点検、グリスアップ		
	10 絶縁抵抗測定		
	11 風量測定・調整		
受水槽	1　貯水槽の清掃	年 1 回	
	2　水道法第34条の2第2項に基づく検査事項の点検		
	3　機器の調整		
	4　指定検査機関の検査を受けること		
水質検査	1　水道法第34条の2第2項に基づく検査事項の点検	年 1 回	
	2　指定検査機関の検査を受けること		
ポンプ類(2)	1　ポンプの定格運転及び正常運転の確認	年 2 回	※ 雨水濾過ポンプ、雨水ろ過装置、薬注ポンプ類に関しては、運休中であるため、点検の必要なし。
	2　圧力計、適正指示の確認		
	3　回転部・摺動部・稼動部の異音等異常の有無の点検		
	4　絶縁抵抗測定		
空気環境測定	16ポイント　各フロア　別紙5図面	年6回	

別紙5　図面

支社　１Ｆ　平面図

※図面上の1～４について
空気環境測定を行うこと

別紙5　図面

支社2階　平面図

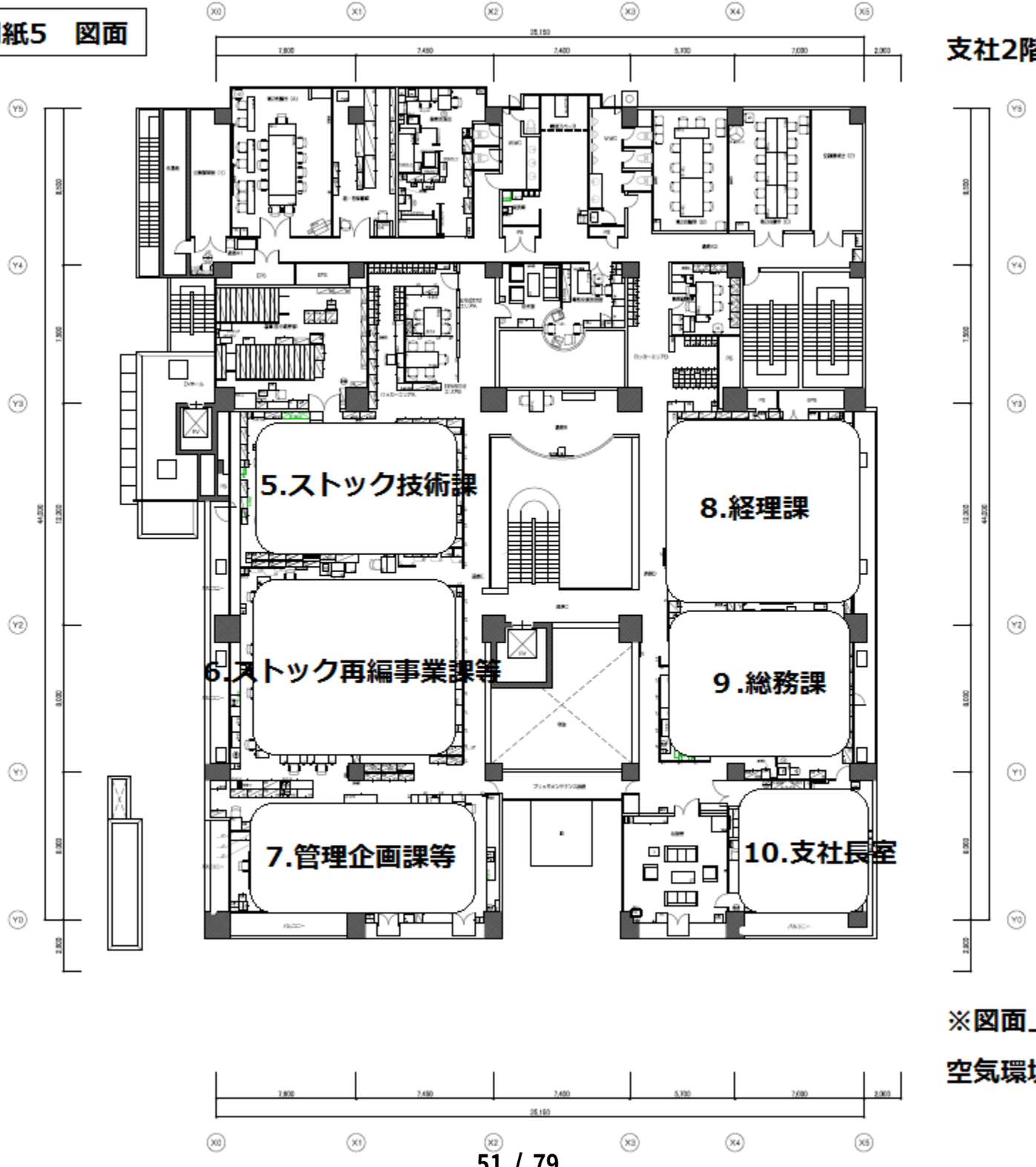

※図面上の5～10について
空気環境測定を行うこと

別紙5　図面

支社　3階　平面図

※図面上の11～16について空気環境測定を行うこと

別紙６①　入札額内訳書

内容		単　価	金　　額
（１）熱源設備機器			
（１）熱源直接人件費	1	式	
諸経費	1	式	
熱源保全業務費（小計）			
（２）空調設備機器			
（２）空調設備直接人件費	1	式	
諸経費	1	式	
空調設備保全業務費（小計）			
（３）衛生設備機器			
（３）衛生設備直接人件費	1	式	
諸経費	1	式	
衛生設備保全業務費（小計）			
（４）冷却水水質管理			
（４）水質管理直接人件費	1	式	
諸経費	1	式	
水質管理保全業務（小計）			
合　　計（年額）			①
消費税抜（3年間）　①×３			②
消費税額(8%)　②×0.08			③
総　　合　　計（契約金額）　②＋③			

入札額内訳書

別紙6②

機器名称		仕　　様	詳細	点検回数※（A）回/年	数量（B）	単　価（C）	金　　額（D）＝（A）×（B）×（C）	備　　考	
空調設備機器									
（1）熱源設備機器									
RB-1	冷温水発生機	ガス焚28KW×2台	シーズンイン	2	2			シーズンインは冷暖房切り替え時期の切り替え作業及び点検。	
			シーズンオン	2	2			シーズンオンは冷暖房をもっとも使用している時期の点検。	
RR-1	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾁﾗｰ	180KW		2	1				
CT-1	開放式冷却塔	540KW		2	1				
（1）熱源直接人件費　計（年）									
（2）空調設備機器									
ポンプ（1）									
PCH-1	一次冷温水ポンプ	片吸込渦巻型3.7ｋｗ		2	2				
PCH-2	一次冷温水ポンプ	片吸込渦巻型3.7ｋｗ		2	1				
PCH-3	二次冷温水ポンプ	片吸込渦巻型5.5ｋｗ		2	2				
PCD-1	冷却水ポンプ	片吸込渦巻型11.0ｋｗ		2	1				
膨張タンク									
TEX-1	開放式膨張タンク	鋼板製125ℓ		2	1				
空気調和機									
AHU-1	ﾕﾆｯﾄ型空気調和機	水平型56KW		2	1				
AHU-2	ﾕﾆｯﾄ型空気調和機	水平型63KW		2	1				
AHU-3	ｺﾝﾊﾟｸﾄ型空気調和機	全熱交換器組込型42KW，6,700m3/h	シーズンイン	2	1				
			全熱交換器分	2	1				
AHU-4	ｺﾝﾊﾟｸﾄ型空気調和機	全熱交換器組込型26KW，5,000m3/h	シーズンイン	2	1				
			全熱交換器分	2	1				
AHU-5	ｺﾝﾊﾟｸﾄ型空気調和機	全熱交換器組込型50KW，8,700m3/h	シーズンイン	2	1				
			全熱交換器分	2	1				
AHU-6	ｺﾝﾊﾟｸﾄ型空気調和機	全熱交換器組込型36KW，6,200m3/h	シーズンイン	2	1				
			全熱交換器分	2	1				
AF-1	ﾌｨﾙﾀｰﾕﾆｯﾄ	ﾊﾟﾈﾙ型 500×500×25mm×4枚		1	1				
AF-2	脱臭装置	活性炭ﾌｨﾙﾀｰ式4,850m3/h		1	1				
ファンコイルユニット									
CIS-16	ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	天井埋込型#800		2	2				
CIS-12	ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	天井埋込型#600		2	11				
CIS-9	ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	天井埋込型#400		2	14				
FCU-8	ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	天井ｶｾｯﾄ型#800		2	1				
FCU-6	ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	天井ｶｾｯﾄ型#600		2	2				
エアコン類									
RC-1	・室外機	ﾏﾙﾁ型5.6ｋｗ		2	1				
RC-1	・室内機	壁掛型2.8ｋｗ		2	2				
RC-2	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	壁掛型2.2ｋｗ		2	1				
RC-3	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	天井ｶｾｯﾄ型2.8ｋｗ		2	1				
ACP-1 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室外機	ｲﾝﾊﾞｰﾀﾏﾙﾁ型56.0ｋｗ		2	1				
ACP-1 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井ｶｾｯﾄ型7.1ｋｗ		2	3				
ACP-1 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井ｶｾｯﾄ型5.6ｋｗ		2	3				
ACP-1 空冷ﾋｰﾄ	・室内機	天井ｶｾｯﾄ型2.8ｋｗ		2	3				
ACP-2 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室外機	ｲﾝﾊﾞｰﾀﾏﾙﾁ型35.5ｋｗ		2	1				
ACP-2 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井埋込型11.2ｋｗ		2	1				
ACP-2 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井ｶｾｯﾄ型9.0ｋｗ		2	1				
ACP-2 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井埋込型7.1ｋｗ		2	1				
ACP-2 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井ｶｾｯﾄ型3.6ｋｗ		2	1				
ACP-2 空冷ﾋｰﾄ	・室内機	天井ｶｾｯﾄ型2.8ｋｗ		2	1				
ACP-3 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室外機	ｲﾝﾊﾞｰﾀﾏﾙﾁ型14.0ｋｗ		2	1				
ACP-3 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井ｶｾｯﾄ型8.0ｋｗ		2	1				

入札額内訳書

別紙6②

機器名称	仕　　様	詳細	点検回数※（A）回/年	数量（B）	単　価（C）	金　　額（D）=（A）×（B）×（C）	備　　考	
ACP-3 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井埋込型5.6ｋｗ		2	1			
ACP-4 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室外機	ｲﾝﾊﾞｰﾀﾏﾙﾁ型35.5ｋｗ		2	1			
ACP-4 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井埋込型14.0ｋｗ		2	1			
ACP-4 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井埋込型11.2ｋｗ		2	1			
ACP-4 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	天井埋込型7.1ｋｗ		2	1			
ACP-4 空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	・室内機	壁掛型2.8ｋｗ		2	1			
ACP-5	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	天吊型･冷房専用14.0ｋｗ		2	1			
ACP-6	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	天井埋込型16.0ｋｗ		2	1			
ACP-7	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	天井埋込型16.0ｋｗ		2	1			
ACP-8	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾏﾙﾁｴｱｺﾝ	天井ｶｾｯﾄ型4.5ｋｗ		2	1			
空気換気扇								
HEA－1	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型600m3/h		2	2			
HEA－2	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型500m3/h		2	2			
HEA－3	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型450m3/h		2	1			
HEA－4	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型350m3/h		2	3			
HEA－5	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型300m3/h		2	1			
HEA－6	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型200m3/h		2	1			
HEA－7	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型150m3/h		2	2			
HEA－8	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型100m3/h		2	1			
HEA－9	空調換気扇（全熱交換器）	天井埋込型100m3/h		2	3			
給気･排気ﾌｧﾝ								
FS-2	給気ﾌｧﾝ	床置型#2　1/2		2	1			
FE-1	排気ﾌｧﾝ	天吊型#2 1/2		2	1			
FE-2	排気ﾌｧﾝ	床置型#1 1/2		2	1			
FE-3	排気ﾌｧﾝ	天吊型#3		2	1			
FE-4	排気ﾌｧﾝ	床置型#6		2	1			
（2）空調設備機器　－　計（年）								

衛生設備機器

（3）衛生設備機器								
受水槽等								
TW-1	**受水槽　2槽式 水質検査**	**12項目**		1	1			
TW-1	**受水槽　2槽式 清掃**	**FRP製　20トン**		1	1			
TW-1	簡易専用水道検査			1	1			
ポンプ類（2）								
PW-1	上水給水加圧ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	INV3.7kw×2		2	1			
PW-2	雑用水(雨水処理水）給水加圧ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆ	INV1.1kw×2		2	1			
PW-3	汚水水中ﾎﾟﾝﾌﾟ	ﾌﾛｰﾄ0.4kw×2		2	2			
PW-4	雑排水用水中ﾎﾟﾝﾌﾟ	ﾌﾛｰﾄ1.5kw×2		2	2			
PW-5-1	雑排水用水中ﾎﾟﾝﾌﾟ	ﾌﾛｰﾄ1.5kw×2		2	2			
PW-5-2	雑排水用水中ﾎﾟﾝﾌﾟ	ﾌﾛｰﾄ1.5kw×2		2	2			
PW-6	雨水濾過ポンプ	自給式0.75kw		0	1	-	-	現段階では運休中であり、今後も使用の見込みのないことから点検の必要な
WF-1	雨水濾過装置	フィルター式1,000L/h		0	1	-	-	現段階では運休中であり、今後も使用の見込みのないことから点検の必要な
MP-1	薬注ポンプ　50Lタンク	10w		0	1	-	-	現段階では運休中であり、今後も使用の見込みのないことから点検の必要な
MP-2	薬注ポンプ　50Lタンク	可変連型10w		0	1	-	-	現段階では運休中であり、今後も使用の見込みのないことから点検の必要なし。
（3）衛生設備機器　－　計（年）								
（4）冷却水水質管理								
ＣＴ－１	開放式冷却塔　８０ＲＴ	多目的冷却水処理薬剤　５０kg 水質分析		5	1		冷房時のみ運転のため、６ヶ月運用期間（冷房使用期間）として算定	
ＣＴ－１	レジオネラ属菌分析			1	1		冷房時のみ運転のため、６ヶ月運用期間（冷房使用期間）として算定	
（4）冷却水水質管理　－　計（年）								
（5）衛生管理業務								
空気環境測定		１６ポイント		6	1			
（5）衛生管理業務　－計（年）　※(5)衛生管理業務費用は別紙６①において(2)に含めること								

※点検回数は冷房時･暖房時の年二回実施することとする。

別添

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社
　支社長　西周　健一郎　殿

（住　　所）
（会 社 名）
（代表者名）　　印

秘密保持に関する確認書

当社は、「九州支社空調設備・衛生設備保守業務」への参加検討のため、貴機構より開示される仕様書及びその情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、貴機構より開示される仕様書及びその内容（以下「秘密情報」といいます。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は、秘密情報を本件業務参加検討以外の目的に使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合については、この限りではありません。
4. 次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。
   イ　貴機構より開示された時点で、既に公知の情報
   ロ　貴機構より開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報
   ハ　貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 当社は、本件業務参加検討が終了した場合又は本件業務参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された秘密情報を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上

（ご担当者様のご連絡先）

部署

氏名

電話）　－　－　FAX）　－　－

11　提出書類一覧表

提出書類一覧表

（法人等名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。参加申込書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、参加申込書等提出時に御提出ください。

3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称（※使用する様式）	提出部数	提出期限	備　　考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書 （入札説明書（別記様式 3））	1 部	1月 30 日	－	
2	競争参加資格認定通知書の写し	1 部	1月 30 日	－	
3	業務実績証明書 （入札説明書（別記様式1））	1 部	1月 30 日	実績を証明できる書類(契約書の写し等)を添付すること。	
4	業務執行体制等証明書 （入札説明書（別記様式 2））	1 部	1月 30 日	－	
5	アフターサービス・メンテナンス体制の整備に関する証明書（任意様式）	1 部	1月 30 日	迅速なメンテナンス体制が整備されている営業所等が、履行場所から概ね 30 分以内に所在していることを証明する書類を提出すること。	
6	リバースオークション参加申込書 （入札説明書「4　参加申込書（様式）」）	1 部	1月 30 日	エクセルデータを、ディーコープ株式会社専用システム（見積@Dee）からダウンロードすること	
7	委任状 （入札説明書「6　委任状（様式）」）	1 部	1月 30 日	－	
8	使用印鑑届（様式）及び印鑑証明書(原本)	1 部	1月 30 日	使用印鑑届又は年間委任状を未提出の場合は提出すること。	
9	提出書類一覧表	1部	1月 30 日	本紙に法人等名称を記載の上提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

・入札説明書等に様式が添付している場合は、当該様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

・「競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に、参加申込書等関係書類を提出する場合は、競争参加資格認定通知書の写しに代えて、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票等の写しを添付するものとする。

・上記書類は全てディーコープ株式会社へ提出すること。

別記様式1

業務実績証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社
　支社長　西周　健一郎　殿

会 社 名
住　　所
代表者名　　印

当社における「平成 26 年度以降に、元請けとして、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管理法」という。）に規定する特定建築物で、その床面積が本件履行場所と同規模以上の施設を対象とした空調設備・衛生設備保守業務を、12 カ月以上継続して履行した実績を有すること。」ついて、下記のとおり証明します。

契約相手先	履行施設	床面積	履行期間
（例） ▲▲株式会社	（例） ▲▲株式会社九州支社	（例） 5,000 ㎡	（例） 平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日まで

以　上

（注意事項）

・　競争参加資格を満たす契約実績を 1 件以上記載すること。

（添付書類）

・　上記の業務実績を証明する書類（契約書又は請書及び仕様書の写し。ただし、提出に支障のある箇所については、非開示としたものでも可。）を添付すること。

別記様式２

業務執行体制等証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社
　支社長　西周　健一郎　殿

会 社 名
住　　所
代表者名　　印

「九州支社空調設備・衛生設備保守業務」の履行にあたり、下記の業務執行体制を整備し、適切かつ効果的な文書保管等が行えることを証明いたします。

記

当該業務を行う執行体制図

以　上

（記載要領）
・会社と業務従事者の連携体制、業務統括責任者を中心とした実務執務体制、業務従事者の資格取得の状況等を詳しく記載してください。

別記様式３

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　　西周　健一郎　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
電　　話
Ｆ Ａ Ｘ

平成 29 年 12 月 26 日付で掲示のありました「九州支社空調設備・衛生設備保守業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　業務実績証明書（別記様式 1）及び業務実績を証明する書類
２　業務執行体制等証明書（別記様式 2）
３　アフターサービス・メンテナンス体制の整備に関する証明書（任意様式）
４　参加申込書（様式）
５　競争参加資格認定通知書の写し
　※提出時点で競争参加資格を申請中の場合は、受付通知書の写し又は受付書の写し。なお、開札の時点において認定決定を受けていない場合は無効とする。
６　委任状
７　印鑑証明書（原本）及び使用印鑑届
　※使用印鑑届又は年間委任状を未提出の者
８　提出書類一覧表

以上

別　添

独立行政法人が行なう契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。
これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以 上

別添資料 1

「リバースオークション　ルール定義書（公共__調達契約版）」
（2016 年 11 月 1 日　改訂版）」

リバースオークション　ルール定義書
（公共_調達契約版）

2016年11月1日　改訂版

ディーコープ株式会社

改訂履歴

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2010年04月28日	P.1　冒頭箇所	本ルール定義書と利用規定の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。	本ルール定義書と利用規定の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。尚、本ルール定義書、入札要綱書及びディーコープが別途配布する書類に関しての口頭での問い合わせは何の効力も有さず、ディーコープより配布された図書記載内容が最終的な効力を有するものとします。
	第４条	－	**5.（口頭での質疑）** 口頭での質疑については一切無効とし、何らかの疑義が生じた際には必ず弊社指定の質疑応答書を通じて提出することとします。
2010年05月24日	第３条4.⑵	（前文略） 但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなします。	（前文略） 但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。
2010年09月09日	第３条4.⑸	-	⑸（入札金額の入力制限） 誤入札を防止するため、最低入札価格より５０%以上の削減となる金額は、システムの制御により入札することができません。また、最低下げ幅金額の２倍以下の金額が最低入札価格である場合は、それ以降の入札は受付されません。
2010年10月18日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：Microsoft Internet Explorer6.0(Service Pack 1)以上 ※OS は Microsoft Windows をご使用ください。 ※IE8.0(rc1 含む）はサポートしておりません。ご注意ください。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ:以下のブラウザの利用を推奨しています。 ・Internet Explorer7.0 ・Internet Explorer8.0 ※Internet Explorer6.0 バージョンについては、サポートしておりますが、弊社では、上記バージョンでのご利用を推奨しております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox 等）は推奨外です。また、プレビューリリースやベータ版なども、推奨外とさせていただきます。
２０１１年4月２６日	P.3　目次	-	**第4条　5．口頭での質疑**
	第5条1.	（前文略） 尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第三条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位はバイヤー企業によって決定されることとします。	（前文略） 尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位はバイヤー企業によって決定されることとします。

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2012年6月4日	P.5　冒頭箇所	本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、ディーコープサービス基本利用規程ならびに、見積@Ｄｅｅサービス個別利用規程（以下、合わせて「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。	本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、@Ｄｅｅサービス利用規程（以下、「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。
2013年8月6日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています。 ・Internet Explorer7.0 ・Internet Explorer8.0 ※Internet Explorer6.0 バージョンについては、サポートしておりますが、弊社では、上記バージョンでのご利用を推奨しております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox等）は推奨外です。また、プレビューリリースやベータ版なども、推奨外とさせていただきます。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer8.0 ・Internet Explorer9.0 ※Internet Explorer6.0 及び Internet Explorer7.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。 ※Internet Explorer10.0 をご利用の場合は、互換表示設定を行うことで正常に表示・動作できる可能性があります。ただし、互換性（動作・表示）を保障するものではありません。
2013年12月18日	第4条1.	**代理入札受付専用窓口**：ディーコープ調達支援部 Ｔｅｌ.03-6889-1597	**代理入札受付窓口**：入札要綱書記載の入札担当者
2014年1月30日	第2条4.	本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、バイヤー企業からの依頼によりディーコープが行います。ディーコープを経由せず、バイヤー企業へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承下さい。	本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、バイヤー企業からの依頼によりディーコープが行います。ディーコープを経由せず、バイヤー企業へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承下さい。 また、競争参加者は調達先企業、委託先企業、その他協力会社等にも上記連絡体制を遵守させることとします。
2014年5月12日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer8.0 ・Internet Explorer9.0 ※Internet Explorer6.0 及び Internet Explorer7.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。 ※Internet Explorer10.0 をご利用の場合は、互換表示設定を行うことで正常に表示・動作できる可能性があります。ただし、互換性（動作・表示）を保障するものではありません。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer9.0 ・Internet Explorer10.0 ※Internet Explorer7.0 及び Internet Explorer8.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。

日時	改訂箇所	改訂前	改定後
2015年1月12日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 ブラウザ：以下のブラウザの利用を推奨しています ・Internet Explorer9.0 ・Internet Explorer10.0 ※Internet Explorer7.0 及び Internet Explorer8.0 は推奨外ですが、サポートしております。 ※Internet Explorer 以外の Web ブラウザ（NetScape、Opera、Firefox、GoogleChrome 等）は推奨外です。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 下記ブラウザの利用を推奨しております。 ・Internet Explorer 10.0（デスクトップ版） ・Internet Explorer 11.0（デスクトップ版） ※Internet Explorer 7.0/8.0/9.0 及び Google Chrome はサポートしておりますが、弊社では Internet Explorer 10.0/11.0（デスクトップ版）の利用を推奨しております。 ※Internet Explorer, Google Chrome 以外の Web ブラウザ（Firefox, Safari 等）及び Internet Explorer 6.0 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等はサポート対象外とさせていただきます。
2016年11月1日	第３条1.	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 下記ブラウザの利用を推奨しております。 ・Internet Explorer 10.0（デスクトップ版） ・Internet Explorer 11.0（デスクトップ版） ※Internet Explorer 7.0/8.0/9.0 及び Google Chrome はサポートしておりますが、弊社では Internet Explorer 10.0/11.0（デスクトップ版）の利用を推奨しております。 ※Internet Explorer, Google Chrome 以外の Web ブラウザ（Firefox, Safari 等）及び Internet Explorer 6.0 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等はサポート対象外とさせていただきます。	リバースオークション参加に必要なＰＣ環境 下記ブラウザの利用を推奨しております。 ・Internet Explorer 10.0（デスクトップ版） ・Internet Explorer 11.0（デスクトップ版） ※その他の Web ブラウザ（Google Chrome、Firefox、Safari 等）及び Internet Explorer9 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等は推奨外です。

目次

第１条　（リバースオークションルール定義書概要）
１．リバースオークションの目的
２．対象品目の通知

第２条　（リバースオークション参加の前提）
１．入札参加資格の取得手順
（1）参加申込書の提出
（2）入札参加資格の獲得
（3）与信調査による参加資格失効等
２．リバースオークションの効力
（1）見積の効力
（2）調達契約締結の義務と損害賠償
３．免責事項
４．連絡体制

第３条　（リバースオークションの環境・当日の流れ）
１．リバースオークションの参加に必要な環境
２．入札画面に表示される内容
３．リバースオークションの開催時間
（1）リバースオークション開催時間
（2）リバースオークション基本開催時間
（3）自動延長時間
（4）時間の計測方法
４．入札金額
（1）入札金額
（2）開始価格
（3）最低下げ幅金額
（4）入札金額の受付
（5）入札金額の入力制限
５．リバースオークションからの退場
６．リバースオークションの終了

第４条　（トラブル回避策・発生時の対応）
１．代理入札
２．参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策
３．夜間延長回避のためのリバースオークションのサスペンド
４．不可抗力によるリバースオークションの中断
５．口頭での質疑

第５条　（リバースオークション終了後の流れ）
１．優先交渉権の決定
２．調達先指定者の決定
３．見積書の提出

第６条　（遵守事項）

◎用語の定義

名称	意味
対象品目/サービス	入札開催者が調達を計画する物品又は役務
入札開催者	対象品目の調達を計画し、リバースオークションを開催する企業
契約者	対象品目に関する調達契約を調達先指定者と契約する企業
競争参加者	入札開催者に対し、対象品目を提供する企業
参加契約発効済み競争参加者	参加契約が発効した競争参加者
最優先交渉権者	リバースオークションにおいて最安値を応札した参加契約発効済み競争参加者
調達先指定者	入札開催者と調達契約を締結する参加契約発効済み競争参加者 最優先交渉権者が入札開催者による最終審査を受けた後に確定

本リバースオークションルール定義書（以下、「本ルール定義書」という）は、@Ｄｅｅサービス利用規程（以下、「利用規程」という）に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。

利用規程で規定されていない事項については、本ルール定義書、入札要綱書およびディーコープが別途指定する書類にて通知するものとし、競争参加者は利用規程を遵守することを承諾のうえ、リバースオークションに参加するものとします。なお、入札開催者は、本ルール定義書に記載されたルールに則ってリバースオークションが実施されることを了承しています。本ルール定義書と利用規程の記載に相違がある場合には本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先するものとします。尚、本ルール定義書、入札要綱書及びディーコープが別途配布する書類に関しての口頭での問い合わせは何の効力も有さず、ディーコープより配布された図書記載内容が最終的な効力を有するものとします。

第１条　（リバースオークションルール定義書概要）

1.　**（リバースオークションの目的）**

リバースオークションとは、対象品目に関する調達先指定者の選定を目的として、入札開催者の依頼により、ディーコープ株式会社（以下、「ディーコープ」という）が運営する競り下げ方式によるオークションを指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条３項に定めるリバースオークション開催時間中、何度でも価格提示（以下、「応札」という）ができます。競争参加者は、「一回札入れ方式」等の入札に比べてオープンかつ公平な環境で、戦略的に入札をすることが可能です。

2.　**（対象品目の通知）**

リバースオークションの対象品目、最低調達条件、および入札開催者名・契約者等は、入札開催者が個別のリバースオークション毎に別途交付する入札要綱書（以下、「入札要綱書」という）にて通知するものとします。

第２条　（リバースオークション参加の前提）

1.　**（入札参加資格の取得手順）**

⑴　**（参加申込書の提出）**

競争参加者がリバースオークションに参加するためには、本ルール定義書に定めるすべてのルールに従い、入札要綱書に示す対象品目、品質、価格、納期等のすべての調達条件を満たした上で、別途交付するリバースオークション参加申込書（以下、「参加申込書」という）および別途必要に応じてディーコープが指定する書類（以下、「参加必要書類」という）に記名捺印の上、提出していただく必要があります。

入札要綱書に示された業務を遂行するにあたり、法令・約款等で規定された免許・許認可等が必要である場合、競争参加者、若しくは競争参加者より対象業務の遂行を委託される企業がそれらを保有していることが、参加必要書類提出の必須条件とします。尚、原則として競争参加者は一度提出した参加申込書、および参加必要書類の取消や撤回をすることはできません。

⑵　**（入札参加資格の獲得）**

参加申込書および参加必要書類が入札開催者によって承認されたことをもって、競争参加者はリバースオークションに参加する資格（以下、「入札参加資格」という）を得、かつ入札開催者及びリバースオークションを運営するディーコープとの間に参加契約が発効します。

尚、リバースオークション開催前日のディーコープの営業時間終了までに、参加資格を付与しない旨の通知がない限り、入札開催者は参加を承諾したものとみなし、参加契約はその時点で発効するものとします。

⑶　**（与信調査による参加資格失効等）**

入札開催者またはディーコープは、利用規程に定める通り、競争参加者の与信調査を実施する場合があります。

与信調査の結果、入札開催者またはディーコープの裁量により、競争参加者に入札参加資格を付与することが不適切であると判断された場合、かかる競争参加者は入札参加資格を付与されないことがあります。また、参加契約の発効後においても、付与された入札参加資格を失い、参加契約の一部もしくは全部を入札開催者およびディーコープが当然に、何ら損害賠償の負担をすることなく解除できることに同意するものとします。

2.　**（リバースオークションの効力）**

⑴　**（見積の効力）**

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションにおいて自己が行う個々の応札、本ルール定義書第５条３項に示す見積書（以下、「見積」という）が、調達契約の申込の誘引ではなく、調達契約の申込として取り扱われること、およびこの申込が取消や撤回のできないものであって、以下のいずれかの事由が発生するまで、変更できない確定的な効力を有することに合意するものとします。

1. 入札後、調達先指定者に選出されないことが確定したとき
2. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が調達契約の締結をしないことを確定したとき
3. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が確定した申込の内容の変更に同意したとき

⑵ （調達契約締結の義務と損害賠償）

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションの結果、入札開催者および契約者に調達契約の相手方となる競争参加者（「調達先指定者」という）として選出された場合、特に入札開催者および契約者より見積条件である入札要綱書の内容に変更または追加事項がない限り、自己が提出した見積に基づき調達契約締結の義務を負うものとします。

尚、特に入札開催者および契約者より見積条件である入札要綱書の内容に変更または追加事項がないにもかかわらず、調達先指定者が契約者との調達契約締結を行わない場合、入札開催者は調達先指定者に対して損害賠償を請求できるものとし、参加契約発効済み競争参加者はこれに同意するものとします。

3. （免責事項）

参加契約発効済み競争参加者がいない場合には、リバースオークションは不成立となります。また、入札開催者はやむを得ない事情により、調達計画を中止することがあります。入札開催者が入札要綱書で予定発注金額を予め定めた場合、全参加契約発効済み競争参加者の最終入札金額が当該予定発注金額に到達しなかった際には流札とし、本ルール定義書第５条１項に示す最優先交渉権者を決定しないことがあります。また、入札開催者の都合によりリバースオークションの再入札を行うことがあります。参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションが不成立・中止・流札・再入札となった場合またはリバースオークション終了後調達先指定者が選定されなかった場合もしくは契約者が調達契約を締結しない場合において、自らまたは取引先等の関係者に何らかの損失または損害が発生したとしても、入札開催者・契約者またはディーコープに何ら損害賠償の責任が発生しないことに同意するものとします。

4. （連絡体制）

本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、入札開催者からの依頼によりディーコープが行います。
ディーコープを経由せず、入札開催者へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承下さい。
また、競争参加者は調達先企業、委託先企業、その他協力会社等にも上記連絡体制を遵守させることとします。

第３条 （リバースオークションの環境・当日の流れ）

1. （リバースオークションの参加に必要な環境）

リバースオークションに参加する場合、参加費等の費用負担は一切ありません。入札を行なう際には、下記のＰＣ環境にてインターネットおよびｅメールに接続できるＰＣをご用意下さい。リバースオークション開催当日は、ＰＣの故障など予期せぬ事態に備えて、下記の環境を備えたＰＣを必ず複数台ご用意ください。又、リバースオークション参加中は、必ず入札のご担当者がディーコープと電話連絡を取れる状態にあるようにお願い致します。長時間にわたって電話連絡がとれず、リバースオークションの運営に支障をきたすとディーコープが判断した場合は、ユーザーＩＤを退場扱いとさせていただくことがありますので、ご注意ください。

リバースオークション参加に必要なＰＣ環境
下記ブラウザの利用を推奨しております。

・Internet Explorer 10.0 （デスクトップ版）
・Internet Explorer 11.0 （デスクトップ版）

※その他の Web ブラウザ（Google Chrome、Firefox、Safari 等）及び Internet Explorer9 以前のバージョン、プレビューリリース版、ベータ版等は推奨外です。

2. （入札画面に表示される内容）

リバースオークション開催時間中は、以下の項目が入札画面上に表示されます。表示される内容は、開催パターン毎に異なります。参加されるリバースオークションの開催パターンは、入札要綱書をご参照ください。

	開催パターン ①	開催パターン ②	開催パターン ③	開催パターン ④	開催パターン ⑤
現在の最低入札価格	表示	表示	表示	非表示	非表示
自社の順位	表示	表示	非表示	表示	非表示
他社情報（入札価格・順位）	表示	非表示	非表示	非表示	非表示

3. （リバースオークションの開催時間）

⑴ （リバースオークション開催時間）

リバースオークション開催時間は、本項で示すリバースオークション基本開催時間および自動延長時間の合計とします。尚、参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催時間中に何度でも応札ができるものとします。

⑵ （リバースオークション基本開催時間）
リバースオークション基本開催時間とは、次号に示す自動延長の有無にかかわらず、リバースオークションが開催される期間とします。具体的なリバースオークション基本開催時間は、入札要綱書をご参照ください。

⑶ （自動延長時間）
リバースオークションでは公平を期すため、リバースオークション開催時間終了前に応札があると、その時点から別途定められた期間（以下、「自動延長時間」という）、リバースオークション開催時間が延長（以下、「自動延長」という）されます。尚、自動延長されたリバースオークション開催時間の終了前に再度応札があった場合には、何度でも自動延長されるものとします。具体的な自動延長時間は、入札要綱書をご参照ください。

⑷ （時間の計測方法）
リバースオークションの開催に当たって定められる時間は、すべてリバースオークションを運営するディーコープのサーバー上の時計によって管理されるものとし、参加契約発効済み競争参加者はかかる時間管理に同意するものとします。

4. （入札金額）

⑴ （入札金額）
リバースオークションでの入札は、特に指定がない限り、入札要綱書に記載された調達条件を満たす為に必要な全ての製品・サービスの総合計金額（消費税含まず）にて行うものとします。尚、本ルール定義書第２条２項１号に示す通り、リバースオークションでの入札金額は、取消や撤回ができません。但し、入札金額が明らかに不自然であるとディーコープが判断した場合には、ディーコープはかかる金額を応札した参加契約発効済み競争参加者に確認の上、誤りであると認められた場合、当該入札金額を削除した上でリバースオークションの継続、中断または中止のいずれかを決定できるものとします。この場合のリバースオークションの取扱いについては、ディーコープが入札開催者と検討の上、全ての参加契約発効済み競争参加者に連絡をするものとします。

⑵ （開始価格）
開始価格とは、入札要綱書で指定されるリバースオークション開始時における対象品目の入札受付価格を指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第２条１項１号の記載に基づき、開始価格以下の価格にて、すべての調達条件への対応が可能との前提に基づき、リバースオークション開催中に最低１回は応札していただきます。尚、リバースオークションでは開始価格と同額での応札は可能とします。但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で１度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

⑶ （最低下げ幅金額）
最低下げ幅金額とは、参加契約発効済み競争参加者が応札する際に、最新の入札金額より最低限下回らなければならない金額を指します。ただし、リバースオークション開始後、すべての参加契約発効済み競争参加者を通じての一社目、第一回目の応札に限り、開始価格からの最低下げ幅制限はないものとします。具体的な最低下げ幅金額は入札要綱書をご参照ください。

⑷ （入札金額の受付）
入札要綱書において定められた同一金額での入札可否ルールに応じて、入札金額の受付基準が異なります。それぞれの場合の受付基準は以下の通りとします。

・同一金額での入札が可の場合：ディーコープのリバースオークション管理サーバーが受信した順に優先交渉権が付与されます。
・同一金額での入札が不可の場合：ディーコープのリバースオークション管理サーバーが先に受信したもののみが有効となります。

⑸ （入札金額の入力制限）
誤入札を防止するため、最低入札価格より５０％以上の削減となる金額は、システムの制御により入札することができません。また、最低下げ幅金額の２倍以下の金額が最低入札価格である場合は、それ以降の入札は受付されません。

5. （リバースオークションからの退場）
リバースオークションの開催中に、予算超過等により入札を継続することができなくなった参加契約発効済み競争参加者は、必ずリバースオークションからログアウト（退場）するものとし、以降のリバースオークションの経過及び結果に関する情報を閲覧、入手することができないものとします。かかる参加契約発効済み競争参加者は速やかにディーコープまで入札を終了する旨を連絡するものとし、ディーコープは入札継続意思がないことを確認した時点で、かかる参加契約発効済み競争参加者のユーザーＩＤを、当該リバースオークションから退場扱いとします。

また、参加契約発効済み競争参加者は、ディーコープが以下の事由においてリバースオークションの運営に支障をきたすと判断した場合にも、ユーザーＩＤが退場扱いとなることに同意するものとします。

・ 長時間参加契約発効済み競争参加者のご担当者に電話連絡が取れない場合（本ルール定義書第３条１項参照）
・ 故意にリバースオークションを引き延ばす行為が認められた場合（本ルール定義書第６条参照）

6. （リバースオークションの終了）
本ルール定義書第３条３項に定める開催時間の終了をもってリバースオークションは終了し、同時に対象品目に関する入札開催者との優先交渉権者が確定するものとします。
一度終了したリバースオークションは原則として再開されませんので、本ルール定義書第４条を参照し、応札漏れのないようにご注意ください。

第４条 （トラブル回避策・発生時の対応）

1. （代理入札）
参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催中に自社のネットワーク等に不調が発生し、応札ができないと判断した場合、直ちにディーコープへご連絡ください。以降、電話による入札金額の申請（以下、「代理入札」という）を受け付けます。
代理入札を申請した競争参加者（以下、代理入札競争参加者という）は、下記の代理入札受付窓口宛にお電話の上、まず『①代理入札依頼の旨、②代理入札競争参加者名・部署名、③ご担当者名、④入札担当者 ID（リバースオークション参加申込書記載の“s”で始まる７桁の ID)』、⑤入札担当者のログインパスワードをお伝えください。上記①②③④⑤をもって本人確認とさせていただき、本人であることが確認できた後、『⑥対象案件名または見積依頼番号、⑦入札金額』をお伝えいただき代理入札を実施させていただきます。
この際、代理入札の正確を期すために、原則としてディーコープは代理入札競争参加者との電話でのやり取りを録音させていただきます。またリバースオークション終了後、入札金額の確認のため、代理入札の履歴を記載した書面を発行いたします。代理入札競争参加者はこの書面に捺印の上、ディーコープ宛にＦＡＸ送信の後、ご郵送ください。

尚、代理入札業務には運営上、若干の時間を要します。そのため代理入札の申請および応札は、リバースオークション開催時間の終了前までに行ってください。その場合においても、応札が完了できないままリバースオークションが終了する場合があり、原則としてリバースオークションは再開されませんのでご注意ください。但し、上記のディーコープにおける電話や FAX による代理入札に関する履歴の記録に基づき、リバースオークション終了前に代理入札競争参加者の応札が可能であったと認められる客観的な証拠がある場合には、例外的にリバースオークションが再開されることがあります。また、入札開催者が入札要綱書において代理入札を認めない旨の指定をした場合には、ディーコープは代理入札を受け付けません。ご注意下さい。

代理入札受付窓口：入札要綱書記載の入札担当者

2. （参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策）
参加契約発効済み競争参加者のネットワーク等に不調が発生した場合に、前項に規定された代理入札に移行する時間を確保し、またトラブル等を避けるため参加競争参加者はできるだけリバースオークション開催時間が終了する５分前までに応札を完了してください。また、入札画面の自動更新が正常に実行されているかを確認するために、リバースオークション開催時間が終了する５分前までに最低１回は手動による入札画面の更新を行ってください。リバースオークション終了時間表示が入札画面上で作動中であっても、インターネットの接続が切断されている場合があります。

3. （夜間延長回避のためのリバースオークションのサスペンド）
本ルール定義書第３条３項３号の規定により自動延長が繰り返された場合であっても、リバースオークション開催日の 18：00 をもってリバースオークションは一旦サスペンド（中断）され、原則として翌営業日の 10：00 から再開されるものとします。これは、リバースオークションが夜間にわたって続けられる事態を回避する為のものです。

この場合、優先交渉権順位は、サスペンド時点での参加契約発効済み競争参加各社の最終入札金額をもって暫定的に決定され、リバースオークション再開時に最初の応札がなされるまで保持されるものとします。
再開されたリバースオークションは、サスペンド時点の最終入札金額から開始されるものとし、その際の入札可能金額は本ルール定義書第３条４項（３）の規定に準ずるものとします。

再開時はリバースオークション基本開催時間を再設定することなく、又サスペンド前の自動延長時間の経過に関わらず、再開時点を起点とした新たな自動延長時間が設定されるものとします。尚、再開日時および再開後の最低下げ幅金額については、入札開催者の都合により変更される場合があります。

4. （不可抗力によるリバースオークションの中断）
リバースオークション開催中に、利用規程に示すような不可抗力により、リバースオークションが中断した場合、ディーコープは再開に向け、原則として下記の対応をとるものとします。本ルール定義書第３条５項により１ユーザーIDを退場扱いとされた参加契約発効済み競争参加者以外に対して、中断の理由ならびに再開に向けた対応方法についてご連絡致します。またその際、再開後の継続入札意思を確認させていただきます。継続入札意思のある参加契約発効済み競争参加者が２社以上存在し、かつリバースオークション再開の目処がたった時点で、ディーコープよりかかる参加契約発効済み競争参加者に

対して再開予定時刻、再開時の開始価格等を電話連絡させていただきます。尚、参加契約発効済み競争参加者には、システム復旧等の状況によっては、後日再開となる場合もあることを了承いただくものとします。

5. **（口頭での質疑）**
口頭での質疑については一切無効とし、何らかの疑義が生じた際には必ず弊社指定の質疑応答書を通じて提出することとします。

第５条　（リバースオークション終了後の流れ）

1. **（優先交渉権の決定）**
対象品目に関する優先交渉権順位は、リバースオークション終了時点での参加契約発効済み競争参加各社の最終入札金額をもって決定され、最安値の応札をした参加契約発効済み競争参加者が最優先交渉権を獲得するものとし、最終入札金額の低い順に２位以下の優先交渉権を獲得するものとします。尚、リバースオークション開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第３条４項２号の記載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

2. **（調達先指定者の決定）**
入札開催者は、入札要綱書に定める調達先指定者選定予定日までに、最優先交渉権者が最終入札金額、取引体制、条件などのすべての調達条件を満たしているか否かの最終確認、および最終与信審査を行うものとします。この結果、入札開催者がすべての調達条件および審査基準を満たしていることを確認した時点で、調達先指定者が選定されるものとします。
調達契約の内容は、入札要綱書に記載された調達条件および調達先指定者の入札条件に沿って、入札開催者及び契約者と調達先指定者との間で協議により決定するものとします。

尚、最優先交渉権者が上記調達条件および審査基準を満たせない事実が判明した場合は、かかる参加契約発効済み競争参加者は最優先交渉権を失い、リバースオークションにて次点の優先交渉権を獲得した参加契約発効済み競争参加者にその権利が移るものとします。以後３番目以降についても同様と致します。尚、調達先指定者選定予定日は、入札開催者の意向により、必要に応じて延期される場合があります。

3. **（見積書の提出）**
見積書は、特に入札開催者からの指定がない限り、最優先交渉権者のみが提出するものとします。尚、その際の見積は特に指定がない限り、最終入札金額から割り戻した対象品目の単価を記載するものとします。見積書の提出期限および記載項目については、入札要綱書をご参照ください。

第６条　（遵守事項）
競争参加者は、上記各条項と合せて以下の点を遵守するものと致します。
(ア) リバースオークションに関わる取引内容について、ディーコープを経由せずに直接的もしくは間接的に入札開催者に連絡を行なわないこと。
(イ) 取引履行が不可能な入札を行なう等、故意または重過失によりリバースオークションの場を著しく混乱させないこと。
(ウ) 故意にリバースオークションを引き延ばす行為またはそれに準ずる行為を行わないこと。
(エ) ユーザーＩＤまたはパスワードを、許諾された使用目的以外で使用しないこと。
(オ) リバースオークションに関わる一切の秘密情報、取引条件等を第三者に漏洩しないこと。
(カ) 他の競争参加者との談合、その他調達契約の成否や条件に不当な影響を及ぼす行為を行なわないこと。
(キ) その他予期せぬ事態が発生した場合は、ディーコープの指示にしたがっていただくこと。

別添資料2

「入札要綱書」

入札要綱書

1） 基本情報

【開催者情報】

入札開催者/契約者	独立行政法人都市再生機構九州支社
所在地	福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

【案件情報】

入札対象案件	九州支社空調設備・衛生設備保守業務
案件番号（見積依頼番号の上8桁）	20054332
参照すべきルール定義書	リバースオークションルール定義書 2016.11.1（公共__調達契約版）

【問い合わせ先】

本件の問い合わせは、入札説明書をご確認ください。
また、「リバースオークションルール定義書」記載の「入札担当者」も、同様に入札説明書をご確認ください。

2） 入札対象案件の仕様詳細

入札条件・仕様等については、入札公告・入札説明書を参照ください。

3） 入札開催諸条件

3-1.開始価格／最低下げ幅金額

本入札の開始価格および最低下げ幅金額は下記記載のとおりとなります。

開始価格	2018年1月12日通知

最低下げ幅金額	2018年1月12日通知

※　最低下げ幅金額とは、競争参加者が応札する際に、最新の入札価格より最低限下回らなければならない金額を指します。
※　全体を通じて一回目の入札のみ最低下げ幅の制限がありません。（開始価格と同額の入札も可能です。）
※　本入札は、入札要綱書及び別添資料に記載された調達条件を満たす為に必要な全ての製品・サービスの総合計金額（消費税含まず）にて行うものとします。

3-2. リバースオークション開催諸条件について

本入札における開催パターン及び画面に表示される内容は下記の通りです。（※リバースオークションルール定義書　第3条2項　入札画面に表示される内容参照）

開催パターン
パターン③

⇒

現在の最低入札価格	自社の順位	他社の最新入札金額
表示	非表示	非表示

選定企業数	1社
金額提示条件	市場最安値を更新する
リバースオークション開催日時	2018年2月22日
リバースオークション開始時刻	10:00
基本開催時間	30分間
自動延長時間	15分間

3-3.最優先交渉権者選定方法／調達先指定者選定方法　補足

最優先交渉権者選定方法補足

入札参加企業が1社のみであった場合でも、入札を開催します。
独立行政法人都市再生機構の関係法人1者だった場合は、入札を中止し、再公募します。
尚、本件は、入札参加者から「委任状」の提出を受けたディーコープ株式会社が、入札参加者のリバースオークション終了時点の入札金額を「入札書」に記載し、入札開催者へ提出します。
入札開催者は、「入札書」の開札をもって発注先を確定します。

本入札終了時、最終入札金額が開始価格と同額であった場合、最優先交渉権者は決定しないこととします。
この場合、開始価格と同額で入札をした者が最優先交渉権者とはならず、他の企業も同額で入札したこととみなし、全者同順位とします。最優先交渉権者は、入札終了後、「入札及び見積心得書 第10条」に従い、決定することとします。

4) リバースオークション開催スケジュール/参加必要関連書類

項	項目	期日	時間	提出書類	提出条件	提出方法	提出先
1	本書配付開始日	2017/12/26 (火)	-	-	-	-	-
2	開始価格通知	2018/1/12 (金)	-	-	-	-	-
3	質疑受付締切	2018/1/16 (火)	17:00迄	質疑応答書	質疑・提案がある場合	会員登録済企業は見積@Dee「新規QA」に添付して送信 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
4	質疑回答	2018/1/22 (月)	-	-	-	会員登録済企業は見積@Dee上で閲覧すること 未登録企業は、入札開催者オフィスにて閲覧すること	-
5	競争参加資格 申込期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	競争参加資格申請書類	参加者必須	原本を持参または郵送(必着)	独立行政法人都市再生機構
6	ディーコープ会員登録 申込期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	会員登録申込書	参加者必須	原本を持参または郵送(必着)	ディーコープ担当者
7	業務実績証明書	2018/1/30 (火)	17:00迄	業務実績証明書	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「新規QA」に添付して送信 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
8	業務執行体制等証明書	2018/1/30 (火)	17:00迄	業務執行体制等証明書	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「新規QA」に添付して送信 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
9	アフターサービス・メンテナンス体制の整備に関する証明書(任意様式)	2018/1/30 (火)	17:00迄	アフターサービス・メンテナンス体制の整備に関する証明書	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「新規QA」に添付して送信 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
10	競争参加資格確認申請書(様式) 提出期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	競争参加資格確認申請書(様式)	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
11	競争参加資格認定通知書の写し 提出期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	競争参加資格確認申請書(様式)	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
12	参加申込書 提出期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	参加申込書	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
13	委任状 提出期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	委任状	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
14	印鑑証明書及び使用印鑑届 提出期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	印鑑証明書及び使用印鑑届	使用印鑑届または年間委任状を未提出の者	原本を持参または郵送(必着)	ディーコープ担当者
15	提出書類一覧表提出期限	2018/1/30 (火)	17:00迄	提出書類一覧表	参加者必須	会員登録済企業は見積@Dee「見積回答フォーム」へアップロード 未登録企業は、ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	ディーコープ担当者
16	競争参加資格認定通知	2018/2/7 (水)	-	-	-	見積@Dee「新規QA」に添付して送信	-
17	苦情申立受付期限	2018/2/15 (木)	17:00	書式不問	-	原本を持参	独立行政法人都市再生機構
18	苦情申立回答	2018/2/20 (火)	-	-	-	書面により回答	-
19	リバースオークション実施日	2018/2/22 (木)	10:00	-	-	-	-
20	開札日	2018/2/23 (金)	17:00				
21	入札結果の公表	2018/2/23 (金)	予定	-	-	-	-
22	確定企業選定予定日	2018/2/23 (金)	予定	-	-	-	-
23	内訳明細書提出期限	2018/2/27 (火)	17:00迄	内訳明細書	落札者のみ	ur-dee@deecorp.jpへ電子メールにて送付	-

※ 「質疑応答書」に関して、ディーコープ会員未登録企業は、ディーコープに問い合わせをしエクセルファイルを入手の上、
エクセルファイルにてご提出ください。(会員登録済であれば、見積@Dee上からエクセルファイルのダウンロード可能です。)

※ 競争参加者は、本入札の参加資格取得にあたり、入札開催者にリバースオークション参加申込書を上記指定の期日までに提出し、入札開催者の承認を受ける必要があります。尚、リバースオークション参加申込書提出にあたり、競争参加者は本入札の要件をすべて満たし、且つ開始価格以下での応札が可能であることを前提とします。

※ 確定企業選定予定日まで、リバースオークションにおいて自己が行う個々の応札が効力を有します。(ルール定義書第2条第2項)
尚、確定企業選定予定日は、入札開催者の意向により、必要に応じて延期される場合があります。(ルール定義書第5条第2項)

※ 入札質疑提出締切日までに質疑がない場合には、質疑事項が無いものとみなします。入札質疑においてご提出頂きました質疑及び質疑に対する回答については、リバースオークションにおける情報の公平性を保つ為、原則として本入札に参加予定の全競争参加者に開示いたします。

別添資料3

「質疑応答書」

質疑応答書

質疑提出企業名		
入札開催者		
入札対象案件名		
案件番号		・・・見積依頼番号の上8桁
提出質疑総数		・・・提出質疑総数を正確に御記載ください。

※上記記入欄は入力必須項目です。
※複数シートおよび複数ファイルにてご提出いただく場合は、全シートおよび全ファイルでの「全体質疑総数」を正確に御記載ください。
※本質疑応答書は入札要綱書の一部となります。
※提出された質疑事項 及び 入札開催者回答は、原則全社へ開示されます。

No.	関係書類	項目番号	質疑事項	入札開催者回答
例	別添資料1 入札仕様書	Ⅳ. 5. (1)	納期が20XX年2月末との記載ですが、生産が間に合わない可能性がある為、3月迄とさせて頂けますでしょうか。	（入札開催者による回答の記入欄です）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

No.	関係書類	項目番号	質疑事項	入札開催者回答
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				